

第5章 給油取扱所等における単独荷卸し

1 単独荷卸しの審査基準

平成17年10月26日消防危第245号「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」により審査するものであること。

(1) 単独荷卸しの対象となる危険物製造所等 (い)

単独荷卸しを行うことができる危険物製造所等は、次に掲げるもの（以下「給油取扱所等」という。）とする。(い)

ア 給油取扱所

イ 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの

ウ 地下タンク貯蔵所

(2) 単独荷卸しの対象となる危険物

ア ガソリン

イ 灯油

ウ 軽油

エ 重油

(3) 給油取扱所等における単独荷卸しが可能となる要件

ア 給油取扱所等における単独荷卸しは、給油取扱所等に石油を供給・販売し、かつ、運送業者に石油を移送させる者（以下「石油供給者」という。）又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定めることが前提となること。(い)

イ 単独荷卸しは、石油供給者においては、基本事項に基づいて、運送業者及び給油取扱所等の所有者等を適切に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。

ウ また、自ら単独荷卸しを行う運送業者においては、基本事項に基づいて、給油取扱所等の所有者等を適正に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、当該運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。この場合、次の事項が単独荷卸しを実施するための要件となること。

2 単独荷卸しの具体的要件

単独荷卸しが可能となるには具体的要件

(1) 関係者が実施する事項

関係者が（石油供給者、運送業者、給油取扱所等の所有者等）が実施する事項は、次のとおりとする。（い）

(2) 石油供給者又は単独荷卸しを行う運送業者が実施する事項

ア 単独荷卸しの仕組みを構築について

イ 給油取扱所等及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備

(ア) 安全対策設備の内容

- a コンタミ防止装置
- b 過剰注入防止設備
- c タンク貯蔵量表示装置
- d 照明設備

(イ) 防災設備安全対策設備の設置状況及び維持管理方法について

(ウ) 安全対策設備の設置状況の把握方法について

ウ 単独荷卸しに係る作業の内容について

エ 単独荷卸しに必要な教育訓練等について

(ア) 乗務員に対する教育訓練

- a 単独荷卸しの仕組み
- b 給油取扱所の設備
- c 事故発生時の措置

(イ) 単独荷卸しについて責任を有する運行管理者に対する教育訓練

- a 単独荷卸しの仕組み
- b 適切な運行管理
- c 災害発生時の対応

オ 乗務員が単独荷卸し等に必要な知識、技術等を有することの証明する書類の様式について

(い)

カ 運送業及び給油取扱所等の所有者等の指導内容について

キ 単独荷卸しに係る遵守事項

自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、運送業者には単独荷卸しが可能な移動タンク貯蔵所を使用させ、単独荷卸しに係る教育訓練を受けた乗務員に、単独荷卸しが可能な給油取扱所等において適切に実施すること。

(3) 運送業者の遵守事項

運送業者は、石油供給者が構築した単独荷卸しの仕組みに基づき次の事項を実施すること。

- ア 単独荷卸しに使用する移動タンク貯蔵所には、安全対策設備を設置し、適切に維持管理すること。
- イ 単独荷卸しする乗務員には、単独荷卸しに必要な知識等の教育訓練を実施し、単独荷卸しに必要な知識、技術等を有することの証明書類を交付すること。(い)
- ウ 運行管理者に対し、単独荷卸しの仕組み、適切な運行管理の方法、災害発生時の対応等の教育訓練を行うこと。
- エ 安全対策設備を備えた移動タンク貯蔵所を使用して、所要の訓練を受けた乗務員に証明書類を携帯させ、単独荷卸しを行わせること。
- オ 運行管理者を常駐させ、災害発生時に備えていること。

(4) 給油取扱所等所有者の遵守事項

給油取扱所等の所有者等は、石油供給者が構築した単独荷卸しの仕組みに基づき次の事項を実施すること。

- ア 単独荷卸しに必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。
- イ 危険物保安監督者及び従業員に対して、単独荷卸しする場合の連絡体制及び災害発生時の措置等について教育訓練を実施すること。
- ウ 危険物保安監督者及び従業員に対して、営業時間中に単独荷卸しする場合の作業、役割等について教育すること。(い)
- エ 単独荷卸し時における危険物保安監督者への連絡体制を構築すること。
- オ 単独荷卸しする運送業者に対し、給油取扱所の設備について情報提供体制の構築及び危険物保安監督者と運行管理者との連絡調整をすること。
- カ 営業時間中に単独荷卸しする場合は、乗務員との連絡ができる体制をとること。
- キ 給油取扱所等の営業又は作業時間中に単独荷卸しを行う場合は、乗務員と連絡できる体制をとること。

3 予防規程

(1) 予防規程の作成義務

予防規程の作成義務のある給油取扱所等にあつては、次のとおりとすること。なお、予防規程の作成義務のない給油取扱所等にあつても、次に準じて「単独荷卸し実施規程」を作成すること。(い)

(2) 給油取扱所等の予防規程に規定すべき内容等

- ア 単独荷卸しが行われる給油取扱所の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。
(省令第60条の2第1項第4号関係)
- イ 給油取扱所に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。
(省令第60条の2第1項第5号関係)
- ウ 単独荷卸しの実施に関すること。(省令第60条の2第1項第7号関係)
- エ 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。
(省令第60条の2第1項第11号関係)
- オ 単独荷卸しの仕組み(給油取扱所に設置する安全対策設備、単独荷卸しを実施する運送業者及び石油供給者が実施すべき事項)に関すること。
(省令第60条の2第1項第14号関係)
- カ 単独荷卸しにおける給油取扱所の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。
(省令第60条の2第1項第14号関係)

(3) 予防規程に添付する書類

- ア 石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
- イ 当該給油取扱所等において単独荷卸しを実施する運送業者名
- ウ 石油供給者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

(4) 予防規程の留意事項

- ア 予防規程の審査は、前(1)から(3)に掲げる内容が適正であるかについて確認するものであること。（い）
- イ 単独荷卸ししようとする給油取扱所の状況を、必要に応じ確認すること。
- ウ 審査するにあたり、KHKで単独荷卸しについての評価を確認しているものについては、有効に活用すること。

4 安全対策

(1) 単独荷卸しに必要な安全対策

ア 安全対策設備の設置には、変更許可が必要となる場合があるので留意すること。

(ア) 安全対策設備の設置の内容が、変更工事について法第10条第4項に示す位置、構造、設備等の技術上の基準とは無関係な設備に係る改修、追加等である場合には、原則として資料提出で足りる。(イ)

(イ) この場合の手续として、事前に資料の提出を求めて差し支えないものであり、その後、必要に応じて書類申請させること。

(ウ) 安全対策設備の設置に対する審査については、設置する機器等がKHKで性能評価試験実施済みであれば検査等が省略されるため、この評価を有効に活用すること。

(2) 単独荷卸しに係る適正運用

ア 安全対策設備が設置されても、予防規程の変更がされていないものについては、単独荷卸しは認められないものであること。

(ア) 予防規程に従った単独荷卸しを実施されていないものについては、単独荷卸しの中止するよう指導するものであること。(イ)

(イ) 前ア(ア)の事項に対し、改善がされないものについては、危険物保安監督者の解任命令、危険物製造所等の使用停止命令等の消防法違反として扱われるものであること。なお、この場合には、消防庁危険物規制課まで通報するものであること。(イ)

(3) 単独荷卸しに必要な安全対策設備の技術基準

給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備の技術基準は、次のとおりとする。

ア コンタミ防止装置

(ア) ガソリン、灯油、軽油の油種選別が行えること

(イ) 機器は、移動タンク貯蔵所及び専用タンク(注入口を含む。)から構成されるものである。

(ウ) 方法として、バーコード方式、キー(油種選別鍵)方式、ハイテク方式があり、いずれでもよい。

イ 過剰注入防止設備

(ア) 専用タンクへの危険物の過剰注入を防止するもの(イ)

(イ) 方法として、荷積み時に注入が可能となる量以下の危険物を積み込む方式と、専用タンクに設け過剰注入防止装置(弁等)による方式があり、いずれでもよい。

ウ タンク貯蔵量表示装置

(ア) 専用タンク内の危険物が注入時に、随時確認できるものであること。

(イ) 機器としては、注入口近くに設けた遠隔液面計をいう。

(ウ) 設置位置は、注入時に容易に表示内容が確認できる必要があるため、注入口近くに設けること。

エ 照明設備

(ア) 単独荷卸し作業荷必要な照度が得られること。

(イ) 設置場所は、単独荷卸し作業に必要な範囲を照明し、照明設備のスイッチ等は、乗務員が容易に操作できるものであること。

オ 防災設備

(ア) 機器の構成は、以下のとおりである。

a 給油取扱所の見取図(単独荷卸し作業を行う場所、単独荷卸しに必要な設備等を明示したもの)(イ)

b 消火器(B火災用の能力が10単位以上となること。本数は2本程度で、既設の代用でも差し支えない。)

- c 乾燥砂（25kg以上で、使いやすく小分けしたもの）（い）
- d 緊急用電話（消防機関に通報できるもの）（い）
- e 通報連絡方法手順書（事故等の発生時に通報する手順を示したもの。消防機関、危険物保安監督者、運送業者等が必要）

(イ) 設置場所

- a 事故発生時等に、安全かつ容易に使用できる場所で集合させて設置すること。
- b 設置については、屋外であるため耐候性のあるボックスに収納し、外壁、防火塀等に固定して設置すること。
 - ・通称DCDボックス（給油取扱所の見取図、緊急用電話、通報連絡方法手順書を収納）
 - ・消火器ボックス（消火器、乾燥砂を収納）（い）

(4) 給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練等の基準

ア 運送業者が、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、乗務員に対して教育訓練を実施するものであること

イ 教育の内容

(ア) 給油取扱所等の施設、設備の構造等について（い）

- a コンタミ防止装置
- b 過剰注入防止設備
- c 過剰注入防止設備
- d 照明設備
- e 防災設備
- f タンク注入口の識別方法

(イ) 単独荷卸しの作業手順について

(ウ) 異常時の対応方法について

ウ 単独荷卸しする給油取扱所について

(ア) 給油取扱所周辺の状況について

前面道路の状況

(イ) 必要資機材の配置状況

給油取扱所の防災設備等の設置、配置場所等（い）

エ 訓練内容

(ア) 消火器の使用方法

(イ) 乾燥砂による漏えい拡大防止措置（い）

(ウ) 災害時における消防機関への通報要領（い）

(エ) 単独荷卸し作業異常時の対応